

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的及び異議)

第1条 この規程は、社会福祉法人抱民舎（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び役員等及び評議員選任・解任委員のうち、（以下「外部委員」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤理事とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上かつ週24時間以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事に対して報酬等を支給するものとし、非常勤役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、この規程により支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事に対する役員報酬及び理事長の命を受けた理事が、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、勤務実態に応じて別表1のとおり報酬を支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員等及び外部委員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するもの

については、前もって支払うことができるものとする。

2 費用を弁償する法人業務等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時の監査
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 行政機関による監査への立会い
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

3 前項2の費用弁償の額は、別表2のとおりとする。

4 役員等及び外部委員が法人の業務のために旅行した場合は、費用弁償として旅費支給規程に基づき旅費を支給することができる。この場合、旅費は原則として役員等の住所地を起点として計算する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法によることができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(附則)

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

平成29年11月 1日 一部改正する。

令和 3年 7月 1日 一部改正する。

別表1 常勤理事の報酬

種 別	報酬の額	
理事長	月額	280,000 円 (週 4 日、週 28 時間)
理事	月額	240,000 円

別表2 費用弁償の額

種 別	費用弁償の額
理事	1 回又は 1 日あたり 3,000 円
監事	
評議員	
外部委員	